

風 信 ～ ふうしん ～

2019. 1月号

謹賀新年

今年は何号も改まり、例

年とは違う新しい年の幕

開けでもあります。

気持ちも新たに、お客様

のお役にたてるよう精進

して参ります。

本年も宜しくお願い致し

ます。

『お客様の夢と幸せを実現する』

わが社の大切な経営理念のひとつです。
今回はニュースレターという形で税務・労務など経営に役立つ情報を配信させていただくことになりました。少しでもお役に立てれば幸いです。また、お困りごとやご要望があればお気軽にお声かけ下さい。



夢は実現する

林 公認会計士事務所

〒444-0879

愛知県岡崎市竜美中2丁目3番地14



TEL 0564-57-2559 FAX 0564-58-3811

Email hayashi-k@r4.dion.ne.jp

税務情報

所得税の配偶者控除等の改正

(1) 配偶者控除

平成30年から、適用できる納税者が限定されることとなりました。具体的には、配偶者特別控除と同様に、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合です。また控除額は一律ではなく、納税者本人の合計所得金額に応じて異なります。

(2) 配偶者特別控除

控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が123万円まで拡大されています。また、配偶者の合計所得金額だけでなく、配偶者控除と同様に、納税者本人の合計所得金額によっても、控除額が異なることになりました。

ポイント！！

共通点：

納税者本人の合計所得金額900万円を超えると、段階に応じて控除額が逡減

配偶者控除：

納税者本人の合計所得金額が1,000万円（給与収入のみ＝年収1,220万円）を超える場合は、適用不可

配偶者特別控除：

対象となる配偶者の合計所得金額の範囲が123万円以下（給与収入のみ＝201.6万円未満）に拡大

労務情報

年次有給休暇5日の取得義務

(1) 年5日の取得義務化

働き方改革関連法の成立により2019年4月から、有休の付与日数が10日以上労働者に対して、有休のうち5日については、付与日から1年以内の期間に、何らかの方法によって取得させなければなりません。

(2) 労働者1人平均取得日数は9.3日

厚労省の実施した「就労条件総合調査」によると2017年労働者1人平均取得日数は9.3日で15年、16年に比べて増えています。平均取得率は51.1%で、直近3年間で初めて50%を超えました。

自社の有給取得状況を確認し、改正の要件に満たない従業員がいる場合は対応していく必要があります。

(3) 作成が必要な管理帳簿

現状、労務管理を行う上で作成が求められる主な書類としては、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿があります。有休の取得義務化が始まることで、今後はこれらに加え、有休を取得した時季、日数および基準日を従業員ごとに記載した「年次有給休暇管理簿」を作成することが義務付けられます。

作成後、他の書類と同様に、3年間の保存義務があります。

お仕事カレンダー

- | | |
|----|--|
| 1月 | 10日(木) 源泉所得税(12月分)、住民税(特別徴収) 納付期限 |
| | 21日(月) 源泉所得税 納期限の特例(7~12月分) 納付期限 |
| | 31日(木) 法定調書(税務署)、給与支払報告書(市区町村)
固定資産税の償却資産申告書(市区町村) 提出期限 |
| 2月 | 1日(金) 贈与税 申告受付開始 |
| | 12日(火) 源泉所得税(1月分)、住民税(特別徴収) 納付期限 |
| | 18日(月) 確定申告 相談、申告書受付開始 |
| | 28日(木) 固定資産税(第4期分) 納付期限 |
| 3月 | 11日(月) 源泉所得税(2月分)、住民税(特別徴収) 納付期限 |
| | 15日(金) 所得税、贈与税 確定申告・納付期限 ※消費税は4月1日(月) |